

横浜市事務分掌規則等の一部改正に関する意見募集について  
(宅地造成等規制法改正に伴う規則改正)

1 趣旨

宅地造成等規制法（以下「宅造法」といいます。）が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」といいます。）が令和4年5月に公布及び令和5年5月に施行されることに伴い、横浜市事務分掌規則等を改正します。

つきましては、市民の皆様から今回の改正に関する意見を募集します。

2 法改正及び規則改正の概要

(1) 法改正の概要

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することを目的に宅造法が改正され、盛土規制法が公布されました。

これにより、従来からの宅地造成に加えて、新たに森林や農地での盛土等が規制の対象となります。また、盛土等が行われた土地の責任の所在の明確化や違反等に対する罰則が強化されます。

なお、盛土規制法の施行は令和5年5月26日ですが、附則により最大2年間の経過措置期間が設けられており、当該期間は宅造法が適用されます。

(2) 規則改正の概要

盛土規制法の施行により宅造法の法律名等が変更されますが、法の施行日から起算して最大2年間の経過措置期間は旧法である宅造法が適用されます。これに伴い、改正を予定する規則の中で宅造法に基づく規定を引用した部分について、盛土規制法施行後も経過措置期間においては旧法である宅造法が引き続き適用されることを規定します。

なお、経過措置期間終了後に係る規則改正については、次年度以降に別途予定しています。

現行	宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)
改正案	宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)

併せて、上記改正に伴う用語の整理等の改正を行います。

### (3) 規則改正の対象

	規則名称	所管
1	横浜市事務分掌規則	総務局 人事部人事課
2	横浜市立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則	総務局 行政イノベーション推進部 行政マネジメント課
3	手数料支払機による手数料収納事務の特例に関する規則	会計室 会計管理課
4	横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則	健康福祉局 健康安全部生活衛生課
5	横浜市環境影響評価条例施行規則	環境創造局 政策調整部環境影響評価課
6	租税特別措置法に基づく横浜市優良宅地造成認定規則	建築局 建築指導部情報相談課
7	横浜市建築基準法施行細則	建築局 建築指導部建築企画課
8	横浜市都市計画法施行細則	建築局 宅地審査部宅地審査課
9	横浜市宅地造成等規制法施行細則	建築局 宅地審査部宅地審査課
10	横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則	建築局 宅地審査部宅地審査課
11	横浜市地域まちづくり推進条例施行規則	都市整備局 地域まちづくり部 地域まちづくり課

### 3 施行予定日

盛土規制法の施行日と同日（令和5年5月26日）を予定しています。

#### 【問合せ先】

宅地審査部宅地審査課宅地企画担当

電話：045-671-2945